足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

（昭和31年10月９日条例第12号）

改正　昭和32年12月26日条例第９号　平成元年６月16日条例第39号
昭和33年12月23日条例第15号　平成２年６月22日条例第43号
昭和34年12月26日条例第17号　平成３年３月12日条例第１号
昭和35年12月27日条例第17号　平成３年10月24日条例第38号
昭和37年３月31日条例第10号　平成３年12月25日条例第72号
昭和37年５月１日条例第12号　平成５年３月10日条例第１号
昭和37年12月22日条例第23号　平成９年４月１日条例第４号
昭和38年12月26日条例第21号　平成12年３月31日条例第16号
昭和39年11月25日条例第49号　平成17年３月25日条例第23号
昭和41年７月12日条例第16号　平成18年12月20日条例第75号
昭和43年３月30日条例第９号　平成19年３月16日条例第５号抄
昭和43年10月14日条例第25号　平成20年10月27日条例第47号抄
昭和45年４月６日条例第７号　平成20年12月18日条例第71号
昭和47年６月30日条例第17号　平成21年５月29日条例第43号
昭和48年12月10日条例第29号　平成21年11月30日条例第61号
昭和50年３月31日条例第13号　平成21年12月17日条例第73号
昭和51年３月19日条例第６号　平成22年３月25日条例第24号
昭和52年12月16日条例第40号　平成22年12月９日条例第50号
昭和54年３月12日条例第１号　平成23年３月16日条例第７号抄
昭和57年３月31日条例第26号　平成24年12月12日条例第51号
昭和59年３月12日条例第４号　平成25年２月28日条例第４号
昭和59年６月29日条例第55号　平成27年２月27日条例第２号
昭和61年３月29日条例第６号　平成27年12月22日条例第100号
昭和63年３月31日条例第２号　平成29年12月25日条例第46号
昭和63年12月27日条例第41号　令和元年12月23日条例第52号

（通則）

第１条　足立区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、

この条例の定めるところによる。

（議員報酬）

第２条　議会の議長、副議長、委員会の委員長、同副委員長及び議員の議員報酬の額は、別表のとおりとする。

（議員報酬の支給方法）

第３条　議員報酬は、議長、副議長、委員長及び副委員長にあっては、その選挙された日から、議員にあってはその職に就いた日から、それぞれ支給する。

２　議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

（議員報酬の日割計算の方法等）

第４条　前条の規定により議員報酬を支給する場合は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。この場合において、計算した額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（重複支給の禁止）

第５条　議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が次の各号のいずれかに該当するときの議員報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額を支給するものとし、重複して支給しない。

（１）　職に異動があったとき。

（２）　同一の職又は２以上の職を同時に有するとき。

（議員報酬の支給期日）

第６条　議員報酬の支給期日は、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第７条第２項に規定する職員の給料の支給日の例による。ただし、第３条第２項の規定により議員の身分を離れたときはその期日前においてもこれを支給することができる。

（費用弁償）

第７条　議員（議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。以下本条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき足立区議会会議規則（昭和31年９月26日区議会議決）第126条の規定により設けた協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席するため又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。ただし、議長及び副議長が公用車を利用したとき、又は議員が招集に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため旅行した場合において、当該議員の住所から議事堂までの直線距離が片道１キロメートル未満のときは、支給しない。

３　前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第１項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長及び副議長が区議会を代表する場合は区長相当額とする。

４　旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

（期末手当）

第８条　議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、３月１日、６月１日及び12月１日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前１月以内に離職又は死亡した者についても同様とする。

２　期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、３月に支給する場合においては100分の25、６月に支給する場合においては100分の175、12月に支給する場合においては100分の180を乗じて得た額に、基準日以前３月以内（基準日が12月１日であるときは、６月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在　職　期　間		割　合
基準日が３月１日又は６月１日である場合	基準日が12月１日である場合	
３月	６月	100分の100
１月15日以上３月未満	３月以上６月未満	100分の60
１月15日未満	３月未満	100分の30

３　前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして、これを通算する。

４　期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和31年９月１日から適用する。

２　東京都足立区議会議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年７月条例第12号）は、廃止する。

３　別表の規定の昭和50年度における適用については、この規定に掲げる議員の報酬月額は、31万4,100円に0.93545を乗じて得た額とする。

４　昭和58年10月１日から昭和59年３月31日までの間、別表の規定の適用については、この規定に掲げる議員の報酬月額は、44万5,300円に0.93545を乗じて得た額とする。

５　平成21年６月に支給する期末手当に関する第８条第２項の規定の適用については、第８条第２項中「100分の165」とあるのは「100分の150」とする。

６　平成23年３月に支給する期末手当に関する第８条第２項の規定の適用については、第８条第２項中「100分の25」とあるのは「100分の18」とする。

附　則（中間省略）

付　則（平成17年３月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成18年12月20日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成19年３月16日条例第５号抄）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年10月27日条例第47号抄）

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成20年12月18日条例第71号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成21年５月29日条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成21年11月30日条例第61号）
この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成22年１月１日から施行する。
付　則（平成21年12月17日条例第73号）
この条例は、平成22年１月１日から施行する。
付　則（平成22年３月25日条例第24号）
この条例は、平成22年４月１日から施行する。
付　則（平成22年12月９日条例第50号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成23年３月16日条例第７号抄）
この条例は、平成23年４月１日から施行する。
付　則（平成24年12月12日条例第51号）
この条例は、平成25年４月１日から施行する。
付　則（平成25年２月28日条例第４号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成27年２月27日条例第２号）
この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行する。
付　則（平成27年12月22日条例第100号）
この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成28年４月１日から施行する。
付　則（平成29年12月25日条例第46号）
この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成30年４月１日から施行する。
付　則（令和元年12月23日条例第52号）
この条例中第１条の規定は令和２年１月１日から、第２条の規定は同年４月１日から施行する。

別表

職　　名	議　員　報　酬　月　額
議　　員	61万5,000円
議　　長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額
副 議 長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額

委　員　長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額

備考

議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。